

# 福岡県の取組のポイント

## 1. 集中検査の実施（中洲地区）

5月の緊急事態宣言解除後、6月に中洲地区の接待を伴う飲食店を利用した複数の感染者が店名を明かさず感染場所が特定できなかったため、濃厚接触者の特定が困難となった。これにより、中洲地区での感染拡大が懸念されたことから、福岡市が福岡県と連携し、同地区において無料検査を実施することにした。6月22日から30日までの期間で受検希望者を募り、450人が受検したところ感染者は確認されなかった。

## 2. 感染状況を踏まえた感染防止対策の普及啓発

また、7月中旬以降に感染が急速に拡大し、若年層及び感染経路不明者が多い傾向があった。そこで、感染防止対策の徹底について多面的に普及啓発をすることとし、7月23日から知事の緊急メッセージを複数回にわたり動画で配信するとともに、7月28日から県警と連携して接待を伴う飲食店やナイトクラブへの呼びかけを行った。さらに7月29日から街頭宣伝車を用いて繁華街において感染防止対策の徹底を呼び掛けた。一方で、5人以上のクラスターが発生した飲食店等については、利用者を迅速な検査につなげるため、店舗名を公表することとした。

## 3. 「福岡コロナ警報」の発動と県民・事業者に対する協力要請

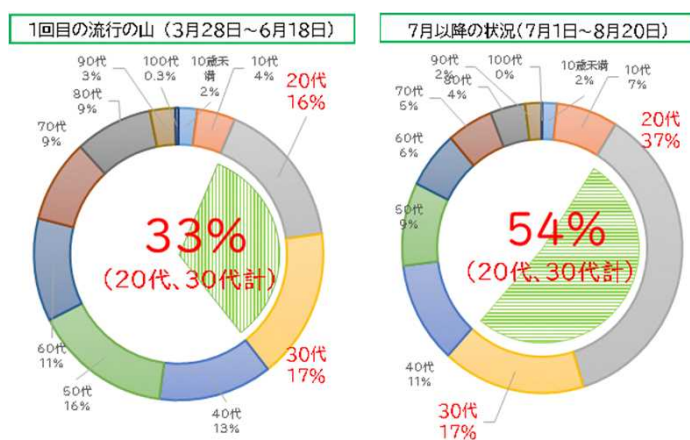
7月末になっても感染の拡大が続いたことから、8月5日に福岡県独自の指標である「福岡コロナ警報」を発動した。あわせて、8月8日から21日にかけて、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の事業者に対して、感染防止対策に取り組んでいることが利用者に分かるよう、県の「感染防止宣言ステッカー」等を掲示するとともに、利用者に対し滞在時間を2時間以内にするよう促すことについて協力を要請したが、営業時間の短縮という措置は取らなかった。県民に対しては、利用時間を2時間以内とし、2次会、3次会等は控えることや業種別ガイドラインを遵守していない店の利用自粛等の協力を要請した。加えて、地域・対象を限定した対策として、福岡市内の業種別ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店等に対して休業協力要請を行った（特措法24条9項に基づく協力の要請）。

## 4. PCR検査数の増加及び陽性者数の減少等

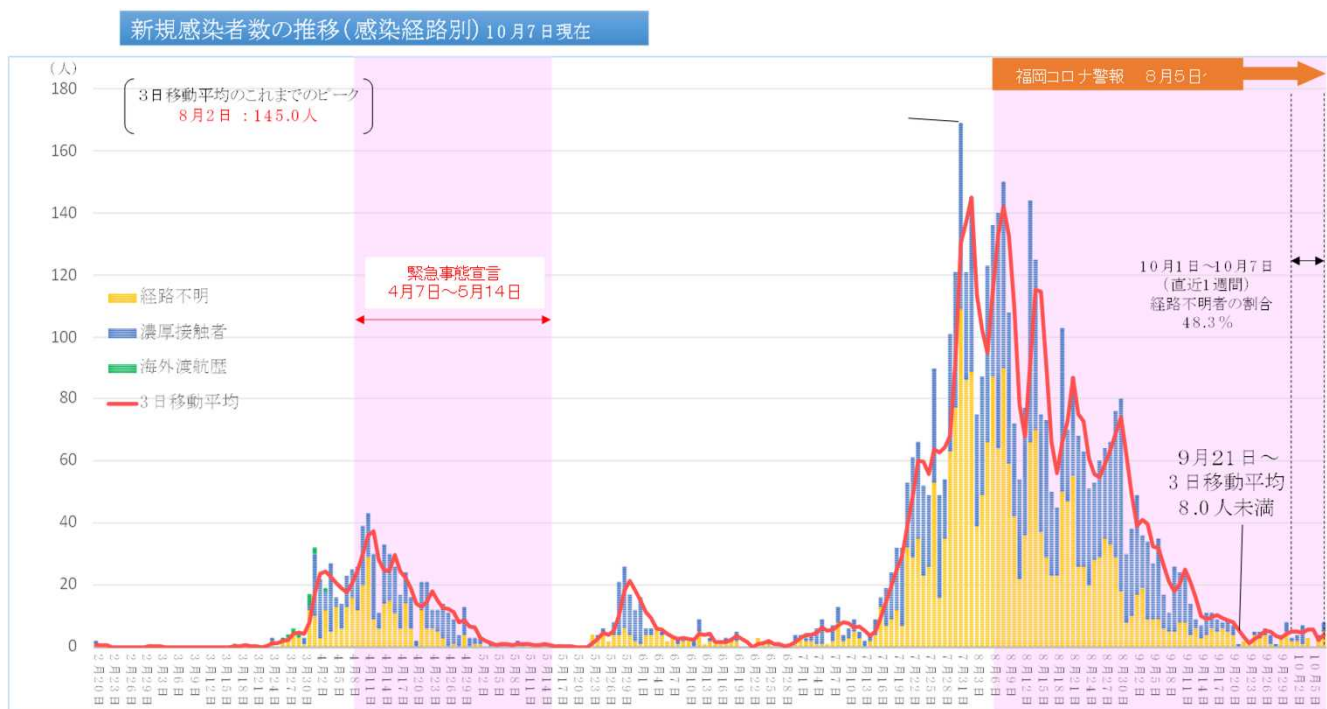
こうした取組によって、陽性者数は8月8日をピークに減少傾向に入った。一方で福岡市における検査の検体採取及び分析数は、7月下旬には週200件程度だったが8月初旬以降は週400件以上に増加した。これまでの協力要請は8月21日で一部を除いて解除し、現在では人出がほぼ6月14日の水準に戻っている。なお、検査数は感染拡大時と同程度を維持しながら、新規陽性者数は減少傾向を続けており、9月中旬以降は一けた台を維持していた。

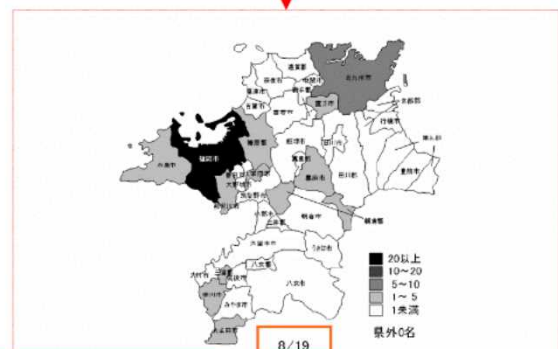
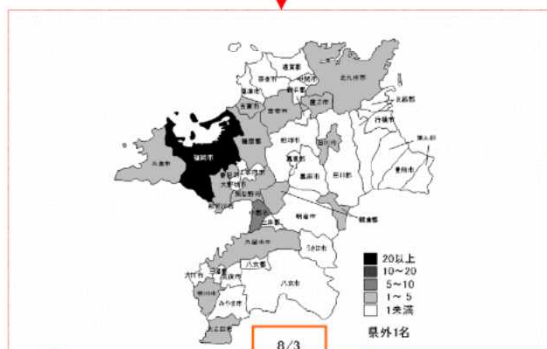
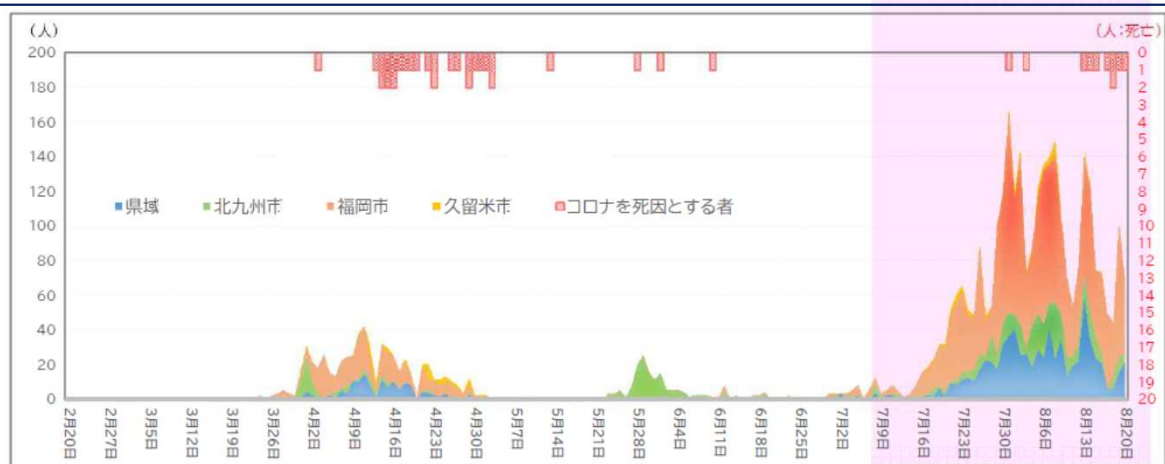
福岡県では、繁華街の人出の増加と新規陽性者数の増加に対応し、早期に多面的な普及啓発を実施した。さらに、事業者、県民に対する2時間以内の店舗の利用等の働きかけとともに、地域と業種を限定した休業協力要請を行った。これらの一連の取組によって、繁華街における新しい生活様式といえるものが定着してきていると考えられ、検査の充実による感染者の早期探知と相まって、人出が戻っても感染の拡大が防止されている。

- なお、県内の感染動向を県全体及び地区に分けてグラフ化することに加えて、週ごとのヒートマップを作成し、要因分析や普及啓発に役立てている。こうした取り組みによって、住民がより分かりやすく身近さを感じる情報提供をすることとなり、新しい生活様式の定着に寄与している。

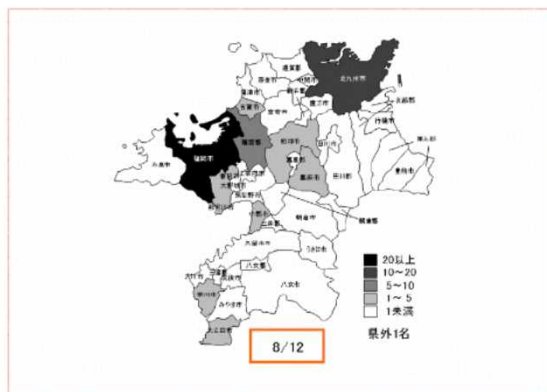
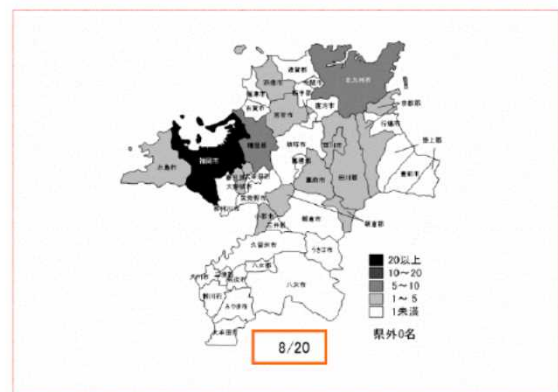
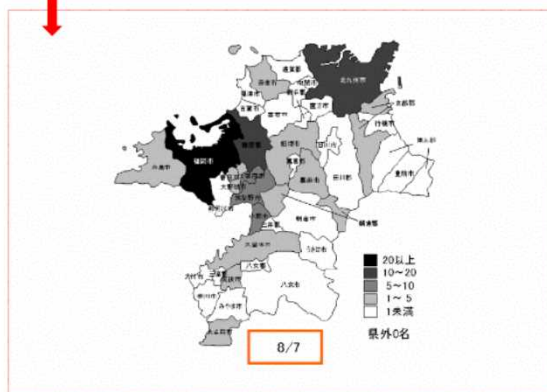


感染者の年齢構成





✓ 今回の波では、広範に亘り流行がみられる。



## 感染の広がり(8月)

「新型コロナウイルス感染症にかかるこれまでの対応の検証について」(福岡県、令和2年8月31日、<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/corona-press0831-3.html>)から抜粋